

第4 騷 音 関 係

I 騒音に係る環境基準 (平成 10 年環境庁告示第 64 号)

第 1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

※ 県内各市町村における各類型の地域指定状況については p152 VI (3) 参照。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- (1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- (2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- (3) 評価の時期は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- (4) 評価のために測定を行う場合は、原則として日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法による、当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避ける位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正する

など適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

(1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。

(2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち 1 の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

(注) 騒音に係る環境基準については、全市町村について類型あてはめが行われている。

第2 達成期間等

1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。

(1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

(2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後 10 年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10 年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。

(3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあつては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあつては(2)を準用するものとする。

2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音はその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。

3 夜間の騒音レベルが 73 デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

第3 環境基準の適用除外について

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

附 則

この告示は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

II 航空機騒音に係る環境基準 (昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号)

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準 (以下「環境基準」という。) 及びその達成期間は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値 (単位 L_{den})
I	57 以下
II	62 以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常的生活を保全する必要がある地域とする。

2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続 7 日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル (L_{AE}) を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731 に従うものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 評価は算式アにより 1 日 (午前 0 時から午後 12 時まで) ごとの時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

(注) i 、 j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前 7 時から午後 7 時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後 7 時から午後 10 時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間 (1 秒) をいい、 T とは、観測 1 日の時間 (86,400 秒) をいう。

算式イ

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注) N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

- (5) 測定は、計量法 (平成 4 年法律第 51 号) 第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性 (SLOW) を用いることとする。

3 1 の環境基準は 1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第 2 達成期間等

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が 5 年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場			
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A	5年以内
		B	10年以内
	成田国際空港	10年以内	1 5年以内に、70デシベル未満とすること又は、70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 2 10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。
第一種空港(成田国際空港を除く。)及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに		

(注) 阿蘇くまもと空港は第二種空港(B)に該当する。

- 備考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
- 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
- 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。
- (注) 航空機騒音に係る環境基準については、熊本市、大津町、菊陽町、益城町、及び西原村の一部の区域について類型指定が行われている。

Ⅲ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）

環境基本法第16条による騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい新幹線鉄道騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成目標期間等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

（注）Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
- (2) 測定は、屋外において原則として地上1.2メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を測定するものとする。
- (3) 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
- (4) 評価は、(1)のピークレベルのうち大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。
- (5) 測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

3 1の環境基準は、午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

第2 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間			
		既設新幹線鉄道に係る時期	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間	
a	80 デシベル以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに	
b	75 デシベルを超えて80 デシベル未満の区域	イ	7年以内		開業時から3年以内
		ロ	10年以内		
c	70 デシベルを超えて75 デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年以内		

備考

- 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間の欄中既設新幹線鉄道、工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは、それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。
 - (1) 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道
 - (2) 工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間、大宮・新潟間及び東京・成田間の区間の新幹線鉄道
 - (3) 新設新幹線鉄道 (1)及び(2)を除く新幹線鉄道

3 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

第3 九州新幹線に係る環境基準の地域の指定

- (1) 水俣～八代 平成12年4月7日 告示第374号
- (2) 八代～南関 平成15年4月4日 告示第375号

IV 騒音規制法による規制（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）

(1) 特定工場等（工場、事業場）及び特定建設作業における規制地域

区 域	騒音規制地域の区域の区分	特 定 建 設 作 業 騒 音 地 域 区 分
第 1 種 区 域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	第 1 号 区 域
第 2 種 区 域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	
第 3 種 区 域	住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	
第 4 種 区 域	主として工業用の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	第 2 号 区 域

※ 県内各市町村における各区域の地域指定状況については p151 VI（1）および p151 VI（2）参照。

(2) 特定工場等（工場、事業場）に係る騒音の基準

時間 区域	昼 午前 8 時から 間 午後 7 時まで	朝 午前 6 時から午前 8 時まで 夕 午後 7 時から午後 10 時まで	夜 午後 10 時から 間 翌日の午前 6 時まで
	第 1 種 区 域	50 デシベル	45 デシベル
第 2 種 区 域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

(注) 騒音の測定は、工場等の敷地境界線において行う。

(3) 特定建設作業に係る騒音の基準（昭和 63 年 11 月 21 日改正、平成元年 4 月 1 日施行）

区域 規制種別	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準 値	85 デシベル	
作 業 時 刻	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
※1 日当たりの 作業時間	10 時間/日を超えないこと	14 時間/日を超えないこと
作 業 期 間	連続 6 日を超えないこと	
作 業 日	日曜日その他休日でないこと	

- (注) 1 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地境界線において行う。
 2 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1 日の作業時間を※欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。
 3 次表のように災害等の非常事態の発生のため緊急を要する場合、人命、身体の危険防止の場合などはこの規制が適用されないこともある。
 4 適用除外例（(2)の表の規制が除外される場合、○印で示す）

工 事	項 目	作業時刻	1 日の当たりの 作業時間	作業期間	作業日
(1) 災害その他非常事態発生時		○	○	○	○
(2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要のある工事		○	○	○	○
(3) 鉄道又は、軌道運行確保のための夜間工事		○	—	—	○
(4) 道路法による道路占用許可、道路交通法による道路使用許可のある場合など		○	—	—	○
(5) 電気事業法施行規則による変電所工事		—	—	—	○

(4) 自動車騒音の基準

ア 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく自動車騒音の要請限度

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
		昼 午前 6 時から 間 午後 10 時まで	夜 午後 10 時から 間 翌日の午前 6 時まで
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。

- (注) 1 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分で、道路端において行う。
 2 等価騒音レベルにより評価する。
 3 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道等をいう。

自動車騒音の要請限度の区分は、原則として次のとおりである。

区 域	要請限度の区域区分	騒音に係る環境基準の類型区分
a 区域	専ら住居の用に供される区域	AA 地域 A 地域
b 区域	主として住居の用に供される区域	B 地域
c 区域	相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される区域	C 地域

(5) 騒音に係る特定施設及び特定建設作業

ア 騒音に係る特定施設（法施行令別表第1）

1 金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーマリングマシン リ プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
3 土石用又は鉱物用の破砕機・摩砕機・ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
4 織機（原動機を用いるものに限る。）
5 建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。）
6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
7 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの。木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの。木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
8 抄紙機
9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10 合成樹脂用射出成形機
11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

イ 特定建設作業（法施行令別表第2）

1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2 びょう打機を使用する作業
3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては 1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。）
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）又は、アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
8 ブルトーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業

(注) 平成9年9月環境庁告示第54号の別表第1号の規定に該当する低騒音型建設機械を使用する作業は、特定建設作業から除外されます（県条例の対象になる場合は別途届出等が必要です。P149 表イ参照）。

V 熊本県生活環境の保全等に関する条例による規制 (昭和 44 年 4 月 1 日条例第 23 号)

(1) 規制地域

熊本県生活環境の保全等に関する条例による規制地域は、騒音規制法に基づく規制地域と同じである。

(2) 特定工場等（工場、事業場）及び特定作業場に係る騒音の基準

時間 区域	昼 午前 8 時から 間 午後 7 時まで	朝 午前 6 時から午前 8 時まで 夕 午後 7 時から午後 10 時まで	夜 午後 10 時から 間 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

(注) 騒音の測定は、工場の敷地境界線において行う。

(3) 特定建設作業に係る騒音の基準 (平成元年 5 月 23 日改正、平成元年 6 月 1 日施行)

規制種別 区域	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準 値	85 デシベル	
作 業 時 刻	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
※1 日当たりの 作業時間	10 時間/日を超えないこと	14 時間/日を超えないこと
作 業 期 間	連続 6 日を超えないこと	
作 業 日	日曜日その他休日でないこと	

(注) 1 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地境界線において行う。

2 基準値を超えている場合、騒音防止の方法のみならず、1 日の作業時間を※欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

3 災害等の非常事態の発生のため緊急を要する場合、人命、身体の危険防止の場合などはこの規制が適用されないこともある。

(4) 拡声機等の規制基準

ア 拡声機の使用の制限

学校、病院、図書館、保育所、幼稚園等の周囲 80 メートルの区域内においては何人も、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

イ 何人も、商業宣伝を目的として航空機から機外に向けて拡声機を使用してはならない。

ウ 何人も、前 2 項に規定するもののほか屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機、テレビ、ラジオ、蓄音機器を使用するときは、次の音響機器の使用時間及び場所並びに音の大きさ等を遵守しなければならない。

① 午後 8 時から翌日の午前 9 時までの間は商業宣伝を目的として音響機器を使用しないこと。

② 地上 7 メートル以上の箇所において音響機器を使用しないこと。

③ 音響機器を地上 5m 以上の高さに設けるときは俯角を 30 度から 45 度までにすること。

④ 商業宣伝を目的として、同一場所において音響機器を使用する場合にあっては、音響機器の 1 回の使用時間は 10 分以内とし、1 回につき 10 分以上休止すること。

⑤ 2 個以上の音響機器を 50m 以内の距離に設け同時に同一の放送をしないこと。

⑥ 音響機器等の大きさの基準は次のとおりである。ただし、宣伝放送に係る音の大きさは次の基準に 5 デシベルを加えた音の大きさとする。

時間 区域	昼 午前 8 時から 間 午後 7 時まで	朝 午前 6 時から午前 8 時まで 夕 午後 7 時から午後 10 時まで	夜 午後 10 時から 間 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	45 デシベル	40 デシベル	35 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	55 デシベル	45 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

(注) 騒音の測定は、当該音源（音源が建築物の内部にあるときは、その建築物を音源とみなす）の周辺の建築物で人が現に起居し又は業務を行っている場所において測定する。ただし、移動放送の場合は音源から 7m、地上 1.2m の位置において測定する。

ア 騒音に係る特定施設（条例施行規則別表 11）

特 定 施 設	公 称 能 力 等
1 石 材 切 断 機	
2 セメント製品成型機	建設用資材製造機械に限る。
3 木 材 加 工 機 械	
イ 帯 の こ 盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が 0.75kW 以上 15kW 未満のもの、木工用のものにあつては、原動機の定格出力が 0.75kW 以上 2.25kW 未満のものに限る。
ロ 丸 の こ 盤	同上
ハ かん な 盤	原動機の定格出力が 0.75kW 以上 2.25kW 未満のものに限る。
4 鋳 型 造 型 機	ジョルト式を除く。
5 圧 縮 機	空気圧縮機については、原動機の定格出力が 2.25kW 以上 7.5kW 未満のもの、空気圧縮機以外の圧縮機については、原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
6 送 風 機	原動機の定格出力が 2.25kW 以上 7.5kW 未満のものに限る。
7 クーリングタワー	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のものに限る。
8 バ ー ナ ー	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当り 20ℓ 以上のものに限る。
9 脱 水 機	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のものに限る。
10 段ボール製造機械	

イ 特定建設作業（条例施行規則別表 13）

特 定 建 設 作 業	内 容
1 コンクリートカッターを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
2 パワーショベル、バックホウその他これに類する掘さく機械を使用する作業	法施行令別表第 2 第 6 号から第 8 号を除く。
3 鋼球を使用する作業	

ウ 特定作業（条例施行規則別表 15）

特 定 作 業	内 容
板 金 作 業	厚さ 0.5 mm 以上の材料を用いて行う作業に限る。
製 か ん 作 業	〃
鉄骨又は橋りょうの組立て作業	建設又は建築の現場作業を除く。
グラインダーによる金属の研磨作業	〃
高速切断機（研削砥石を使用するもの）による金属の切断作業	〃
チェーンソーによる木材の切断作業	原木の伐採作業を除く。

VI 騒音規制法に基づく地域指定及び環境基準の地域類型指定状況

(1) 騒音規制法および条例に定める特定施設および特定作業に係る基準の地域指定状況

市町村	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
熊本市	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 次の区域のうち用途地域以外の地域 画図町重富、画図町所島、画図町下無田、城山半田1丁目から3丁目、城山薬師1丁目、城山薬師2丁目、小島2丁目、小島3丁目、小島5丁目、小島上町、中原町、中島町 3 第一種区域と第三種区域が隣接している地域については、その境界から第三種区域側の幅50メートルの区域 4 風致地区（第一種区域の地域を除く）	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（いずれも、第二種区域の地域を除く。また準工業地域については臨港地区を除く） 2 用途地域以外の地域（第二種区域の地域を除く） 3 第二種区域と第四種区域、または第一種区域と第四種区域が隣接している地域については、その境界から第四種区域側の幅50メートルの区域	1 工業地域及び工業専用地域（いずれも、第三種区域の地域を除く） 2 臨港地区
荒尾市	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域 3 増永地番及び一部地番のうち工業地域の区域	工業地域（第三種区域の地域を除く）及び工業専用地域
宇土市	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 用途地域以外の地域のうち新開町1212番地1、1213番地1、1145番地の区域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域（第二種区域及び第四種区域の地域を除く）	1 工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域のうち、緑川工業団地及び花園地区工業団地の区域
水俣市	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 白浜町1番のうち準工業地域の区域 3 長野町及び古城3丁目のうち準工業地域の区域 4 用途地域以外の地域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（第二種区域の地域を除く） 2 第一種住居地域と工業地域が隣接している地域については、その境界から工業地域側の幅50メートルの区域（5の工業地域を除く） 3 第一種住居地域と工業専用地域が隣接している地域については、その境界から工業専用地域側の幅50メートルの区域 4 第一種中高層住居専用地域と工業専用地域が隣接している地域については、その境界から工業専用地域側の幅50メートルの区域 5. 塩浜町9番、10番、11番及び12番のうち工業地域の区域	工業地域及び工業専用地域（いずれも、第三種区域の地域を除く）
山鹿市	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域（第四種区域の地域を除く）	1 工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域のうち、山鹿東部工業団地、堂原工業団地、若宮原工業団地、高橋工業団地、駄の原工業団地及び吉井工業団地の区域
八代市	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 風致地区 3 工業地域のうち十条町4番、福正元町11番、福正元町12番及び福正元町13番の区域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（臨港地区を除く） 2 用途地域以外の地域（風致地区及び臨港地区を除く） 3 第二種区域と第四種区域が隣接する地域については、その境界から第四種区域側の幅50mの区域	1 工業地域及び工業専用地域（いずれも、臨港地区及び第三種区域の地域を除く。工業地域においては、第二種区域の地域を除く） 2 建馬町1番のうち臨港地区の区域
苓北町	-	-	苓北町の区域の全域（第四種区域の地域を除く）	内田工業団地の地域
熊本市、荒尾市、宇土市、水俣市、山鹿市、八代市及び苓北町を除く市町村	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域	工業地域及び工業専用地域

備考

- 1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 風致地区とは都市計画法第8条第1項第7号の区域をいう。
- 4 熊本市及び八代市以外の市町村の区域のうち、都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区は、規制区域から除く。

- 5 無人島は、規制区域から除く。
- 6 この告示の施行により、または用途地域が新たに定まったことにより、もしくは用途地域が変更されたことにより、適用される規制区域が変更される特定工場等（規制区域の変更の時に当該規制区域が適用される地域内に既にその敷地を有しているものに限る）のうち、より厳しい基準が適用される場合においては、当該規制地域の変更の日から3年間（条例における特定工場は1年間）は、当該変更がなかったものとみなして従前の規制区域の基準を適用する。
- 7 山鹿市、菊池市及び宇土市の第四種区域の欄の工業団地のうち、山鹿市に在る山鹿東部工業団地、堂原工業団地、若宮原工業団地、高橋工業団地、駄の原工業団地、及び美吉居工業団地、菊池市にある菊池工業団地、森北工業団地、林原工業団地、蘇崎工業団地、川辺工業団地、住吉工業団地及び永工業団地並びに宇土市に在る花園地区工業団地は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第3項第1号に規定する工業等導入地区の区域である。
- 8 菊池市の第四種区域の欄の田島工業団地は、菊池市泗水町に所在する区域である。
- 9 宇土市の第四種区域の欄の緑川工業団地は、宇土市新開町に所在する区域である。
- 10 苓北町の第四種区域の欄の内田工業団地は、苓北町内田字中村174番地1、174番地3、174番地4、174番地6及び190番地10並びに苓北町内田字堂ノ下193番地1に所在する工業団地である。

(2) 騒音規制法および条例に定める特定建設作業に係る基準の地域指定状況

第1号区域	(1)の区分（騒音規制法および条例に定める特定施設および特定作業に係る基準の地域指定状況）が第一種区域、第二種区域及び第三種区域の地域
第2号区域	(1)の区分（騒音規制法および条例に定める特定施設および特定作業に係る基準の地域指定状況）が第四種区域の地域

(3) 環境省告示（平成10年9月30日環告64）に定める環境基準の地域指定状況

市町村	A	B	C
熊本市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	1 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 次の区域のうち用途地域以外の地域 画図町重富、画図町所島、画図町下無田、城山半田1丁目から3丁目、城山薬師1丁目、城山薬師2丁目、小島2丁目、小島3丁目、小島5丁目、小島上町、中原町、中島町 3 風致地区（A類型の地区を除く）	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域（B類型の区域を除く）
八代市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	1 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 風致地区 3 工業地域のうち十条町4番、福正元町11番、福正元町12番及び福正元町13番の地域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域（B類型の区域を除く）及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域（風致地区・臨港地区を除く）
荒尾市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域、第二種住居地域（C類型の区域を除く）及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域 3 娯楽・レクリエーション地区のうち第二種住居地域の区域
水俣市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	1 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 用途地域以外の地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域
熊本市、八代市、荒尾市及び水俣市以外の市町村	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域

備考

- 1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 風致地区とは都市計画法第8条第1項第7号の区域をいう。
- 4 無人島及び都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区は、騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域から除く。
- 5 荒尾市のC類型の欄に記載されている娯楽・レクリエーション地区は都市計画法第8条第1項第2号の規定に基づく特別用途地区をいう。